



- I. 景表法の課徴金制度
- II. OECD 反贈賄閣僚会合-近時の外国公務員贈賄問題の国際的動向
- III. 公益通報者保護法改正に向けた動き

2016年
3月号

I. 景表法の課徴金制度

執筆者: 木目田 裕

周知のように、景表法の優良誤認表示及び有利誤認表示(以下一括して「誤認表示」と言います)につき、課徴金制度が本年 4 月 1 日から施行されます。

景表法上の課徴金制度のうち多くの部分は、独禁法の既存の課徴金制度の解釈・運用が当てはまると思われますが、景表法上の課徴金制度において特に特徴的なのは、①誤認表示が万が一にあった場合に行った返金措置の合計額のみだけ課徴金が減額されること、②事業者が「課徴金対象行為をした期間を通じて」自らが行った表示が誤認表示に該当することを「知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき」(以下単に「無過失」と言います)は、課徴金を課されないという点です。

制度の詳細は、関係法令や消費者庁ウェブサイトの「不当景品類及び不当表示防止法第 8 条(課徴金納付命令の基本的要件)に関する考え方」を参照して頂ければ、と思いますが、ここで強調しておきたいのは、

- ① 問題の端緒を認識したら、速やかに徹底的に社内調査を行うこと
 - ② 誤認表示に該当する可能性が高いのであれば、躊躇なく直ちに公表して消費者庁に報告し(注 1)、消費者庁と協議しつつ返金等の措置を行う(注 2)こと
- です。

(注 1)景表法 9 条は、違反行為を自主申告した事業者に対し課徴金額の 2 分の 1 を減額する旨規定する。

(注 2)自主返金により課徴金の減額を受けようとする事業者は「実施予定返金措置計画」を作成し、内閣総理大臣(消費者庁)の認定を受けること等が必要(景表法 10、11 条)。

従前から、実務上の運用として、景表法違反の疑いがある場合に、事業者が自ら迅速に調査して、誤認表示を公表し、返品・返金等の措置をきちんと行うことで、誤認が解消され、実質的に消費者の実害が回復されているような場合であれば、排除措置を命じられることは、経験上は、あまりなかったと思います。課徴金制度の施行後も、この運用が変わらないことを期待できます。

また、理屈の上でも、例えば、十分な検査や確認等に基づく根拠があって問題とされる表示を行っていたところ、表示の適正性に問題があるとの指摘を外部から受けたのであれば、速やかに調査を行い、問題があれば公表して消費者の誤認を解消することで、「課徴金対象行為をした期間を通じて」「相当の注意を怠つた者でないと認められるとき」に該当することになると考えられます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

ところで、従来から、何が誤認表示に該当するかが問題になることは少なからずありました。事業者が真摯な調査検討を経て表示を行っていたとしても、結局は判断基準が一般消費者の目線になります。つまり、何をもちて「著しく優良」・「著しく有利」かは、表示の受け手である一般消費者から見てそのように誤認されるか否か、社会一般に許容される程度を超えて一般消費者による商品又は役務の選択に影響を与えるか否かで判断されます。事業者としては「一般消費者が誤認する恐れはない」と主張し、当局は「一般消費者が誤認する恐れがある」と主張し、最後は価値観ないし物の見方で左右されることもあります。

この点、白石忠志「景品表示法の構造と要点 第8回 不当表示総論(中)不当表示」(NBL 1057号 62頁以下)では、例えば

- ・ 「業界の常識であったかもしれないが、一般消費者には誤認される可能性がある」と解説されている事例(一般照明用 LED ランプの「電球 60W 形相当」等の表示)
- ・ 海外旅行リーフレットにおける「沈まない太陽」との表示が問題とされた事例(24 時間太陽が沈まないものでなければ誤認表示なのか)
- ・ 「翌日配達」という表示の問題
- ・ 豚肉を食材とした饅頭を「肉まん」と表示することの問題(豚肉か牛肉かを気にしない消費者の地域もあり得れば、牛肉と受け止める消費者ばかりの地域もあり得る)
- ・ 法律上の「新幹線鉄道」に係る「その主たる区間を列車が二百キロメートル毎時以上の高速度で走行できる幹線鉄道」との定義と、山形新幹線・秋田新幹線の関係
- ・ A 社の「B 社より安くします」等の表示の裁判例

等が論じられており、一般消費者という判断基準の難しさが分かります。

この一般消費者という判断基準の難しさは、インサイダー取引における一般投資家の投資判断に与える影響や、粉飾決算における虚偽記載等の重要性の問題と、非常に似ていると感じます。もちろん、誤認表示が問題とされた事案では、課徴金納付命令等の当否を消費者庁の調査や法廷等で争うかどうかを考える以前に、何と言っても、顧客＝一般消費者のためにはどのように対応することがベストなのかという視点で考えることが最優先ですが、適切な事案があれば立証方法等についてトライする価値はあるとも思われます。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士
h.kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手がけている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

Ⅱ. OECD 反贈賄閣僚会合-近時の外国公務員贈賄問題の国際的動向

執筆者: 渋谷 卓司

3月16日、OECD 反贈賄閣僚会合(以下「会合」と言います。)がパリで開催されました。参加者は、OECD 外国公務員贈賄防止条約(以下「条約」と言います。)締約国 41 개국¹を中心とする各国司法大臣や検察トップ等であり、日本からは稲田法務事務次官が参加しました。会合では、贈賄問題に対する各国取組紹介のほか、捜査における国際協力の推進、内部告発者保護や自主申告推進のための方策、企業における贈賄防止・調査のための方策等につき議論され、これらの内容を含む閣僚宣言(以下「宣言」と言います。)が公表されました。

会合には「法執行の新時代に向けて」との副題が付され、その冒頭では、グリア OECD 事務総長が「締約国 41 개국のうち半数以上の国でいまだ検挙実績がない²ことは全く受け容れ難い」旨述べるなど、会合の主要なテーマは、外国公務員贈賄罪への法

¹ OECD 加盟国全 34 개국のほか、非加盟国のブラジル、ロシア、南アフリカ等 7 개국が締約国となっています。

² OECD が条約発効以降の締約国の取組をまとめた「FIGHTING THE CRIME OF FOREIGN BRIBERY」という文書によれば、摘発実績を有する締約国は 17 개국であるとされています。同文書のリンク先(OECD ホームページ内)は以下のとおりです。<http://www.oecd.org/daf/anti-bribery/Fighting-the-crime-of-foreign-bribery.pdf>

執行の適正化、すなわち、摘発の強化でした。同じ3月16日に、OECD 贈賄作業部会において、条約履行フェーズ4 審査³が公式に開始されましたが、そこでの審査の焦点も、締約国の法執行機関の捜査活動により絞られることとされています。

会合での議論や宣言の内容のうち、企業として注目すべきは、法人すなわち企業に対する法執行の必要性・重要性が強調されている点です。「宣言」においては、「締約国は、条約履行フェーズ4 審査では、外国公務員贈賄と企業責任の解明に係る捜査機関の活動をモニターすることが(中略)死活的に重要であることを強調する」とされ、外国公務員贈賄に係る企業責任追及が条約履行フェーズ4 審査における重点項目の1つであることが明記されています。さらに、「宣言」では、「締約国は、国有又は国営企業を含む、法人に対する外国公務員贈賄罪を規定した法の執行を強化する必要性を特に認識する」、「締約国の閣僚及び代表者は、法人責任の確立を含む、条約の継続的履行と外国公務員贈賄罪に対する強固な法執行に対するコミットメントを再確認する」と、繰り返し法人責任に言及しています。その一方で、「宣言」は、「自主申告と解決手続(settlement procedure)⁴の採用の可能性についての更なる対話を勧奨する」とし、持って回った言い方ではありますが、企業による自主申告等にインセンティブを与えるために、司法取引的手続の導入を検討するよう締約国に推奨しています⁵。さらに、「宣言」は、ビジネスコミュニティに対して、外国公務員贈賄と腐敗への闘いにおける政府との協力を増進することを求めた上、OECD 贈賄作業部会が策定したコンプライアンス等に関するガイドラインの履行を勧奨しています。

企業へのこうした対応姿勢は、いわゆる「飴と鞭」とも評し得るものであり、米国司法省のFCPAの法執行のあり方にも共通するものと言えます。すなわち、企業に対する厳格な法執行権限の発動能力を確保した上で、違反企業のうち、コンプライアンス体制を整備している、かつ、違反発覚時に自主申告等により捜査に協力した企業には「解決手続」を活用して柔軟な対応をするという姿勢です。こうした姿勢を取るべきと考える発想のベースには、それにより、企業に対し、違反の防止及び早期発見のためのコンプライアンス体制を導入・推進することと、違反認知時に捜査当局に自主申告することに対するインセンティブを与えることができ、それらが行われれば、違反の防止と摘発という目的達成に役立つという思想があると考えられます。

その考え方の適否はさておき、会合における上記議論や「宣言」は、この問題に対する国際的な趨勢をある程度反映したものと見ることができ、こうした法制や運用を導入・推進する国が更に増加することは十分考えられます。昨年11月、英国重大不正捜査局(SFO)は、ICBC Standard Bankとの間で、英国贈賄法(UKBA)第7条規定の法人責任に関する嫌疑につき、訴追延期合意を締結しました。この訴追延期合意は、SFOによる訴追延期合意を可能にした2014年2月施行の法改正以来、初めて締結されたものです。また、オーストラリアでも、重大な企業犯罪を対象に訴追延期合意制度を導入することが検討されており、3月16日、司法大臣名により、コンサルテーション・ペーパー⁶が公表されたところですが、これらの動きも、上記の文脈で理解することが可能かと思えます。

企業としては、こうした先進諸国を中心とする外国公務員贈賄問題への国際的取組状況も踏まえた上で、海外子会社を含めた企業グループとしての取組を強化し贈賄防止体制整備を一層推進しておくことが肝要になるでしょう。具体的には、贈賄防止に関するポリシー・社内規程、監査・モニタリング、研修、内部通報制度等につき、現在の取組内容をレビューした上、必要に応じて、

³ 締約国は、条約12条に基づき、OECD 贈賄作業部会において、条約の実施状況に対する審査を順次受けており、現在その審査が4巡目に入っています。主たる審査対象は、フェーズ1 審査と呼ばれる第1次審査においては、条約上の義務が国内法上担保されているか否かでしたが、フェーズ2 審査以降、実際に適用されているかという摘発実態に関する事項にシフトしていき、より個別具体的な事例が念頭に置かれたものとなっています。私が法務省刑事局付検事として参加対応した日本のフェーズ2 審査においても、当時、日本で摘発事例がなかったことに厳しい指摘がなされました。

⁴ 訴追延期合意(Deferred Prosecution Agreement)や有罪答弁合意(Plea Agreement)といった、司法取引的な手続を指します。

⁵ 「事実解明のニュー・フロンティア: 内部告発者への権限付与と自主申告の推進」という議題のディスカッション・ペーパーでは、外国公務員贈賄の摘発事例のうち33パーセントが内部告発又は自主申告によるものである(出典: OECD 外国公務員レポート2014年)とした上で、近時、複数の国で、通報を促進するために、内部告発者への金銭的報償制度や、自主申告者への減刑といった、新規施策が導入されていることが紹介されています。また、「予防: 反贈賄コンプライアンスを勧奨し認識するための枠組」という議題のディスカッション・ペーパーでは、複数の国で、減刑措置、訴追延期合意、(コンプライアンス措置を実施していることを)企業責任減免のための抗弁として認めるなどの措置が、企業のコンプライアンス・プログラムを進展させるインセンティブとして活用されていると紹介されています。これらのディスカッション・ペーパーは以下のリンク先(OECD ホームページ内)で見ることができます。<http://www.oecd.org/daf/anti-bribery/Anti-Bribery-Ministerial-2016-agenda.pdf>

⁶ 下記リンク(オーストラリア政府司法長官ホームページ)により閲覧可能です。<https://www.ag.gov.au/Consultations/Pages/Deferred-prosecution-agreements-public-consultation.aspx>

強化・改善を図っていくことが重要です。



しぶや たかし
渋谷 卓司

西村あさひ法律事務所 弁護士
ta_shibuya@jurists.co.jp

クロスボーダーを含む危機管理、コンプライアンスを中心とする企業法務に従事。国際カルテル・外国公務員贈賄問題対応、会計不正等に関する調査・当局対応、アジア拠点をはじめとする海外子会社等の役員・職員による不正・不祥事に対する調査・法的措置・再発防止策に関する助言、贈賄防止体制構築支援等、企業が直面する様々な問題事象への対応をサポートしている。1990年慶應大学法学部卒業。2004年ジュネーブ国際大学経営学修了(MBA)。1992年検事任官。東京地検特捜部、法務省刑事局(刑事法制課、国際課)、外務省在ジュネーブ国際機関日本政府代表部等での勤務を経て、2010年退官し弁護士登録とともに当事務所入所。2013年よりパートナー弁護士。

Ⅲ. 公益通報者保護法改正に向けた動き

執筆者: 山田 将之

2016年3月23日の日本経済新聞朝刊で、消費者庁の有識者検討会が公益通報者保護制度の改正に向けた報告書を取りまとめたと報じられています。当該報告書では、消費者庁に通報受付窓口を設置し、さらに、他省庁が所管する事案の調査状況の報告を求めたり、自ら調査したりする権限を消費者庁に与えることなどが提言されています。当職は、2016年3月1日に開催された東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会主催/日本弁護士連合会共催のシンポジウム「企業コンプライアンスと内部通報制度—公益通報者保護法改正の視点」でパネリストを務めましたので、当該シンポジウムでの報告・議論も踏まえ、内部通報制度を巡る議論の現状についてご紹介します。

公益通報者保護法は2004年に制定され、2006年に施行されましたが、特に中小企業では未だ十分に内部通報制度の導入・整備が進んでいない事業者も多く、また、内部通報制度を導入した事業者においても不正が隠蔽されるなど内部通報への適切な対応がなされなかったり、内部通報者に対する不利益な取扱い(不当な解雇や人事処分など)がなされるなどの問題が発生しています。

このような状況を受けて、消費者庁は、2015年6月から10回に亘り、有識者検討会「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」を開催し、公益通報者保護制度の実効性向上のための方向性について検討をしてきました。

この検討会では、「民間事業者の取組の促進」、「行政機関の取組の促進」、「通報者保護の要件・効果等」について検討がなされてきました。このうち、「通報者保護の要件・効果等」としては、①現行法では、保護対象となる通報者を在職中の労働者に限定しているが、これを改め、役員・取引事業者・退職者等も保護対象とすること、②現行法では刑事罰の対象となる法令違反についての通報のみが保護対象となるとされているが、これを改め、刑事罰の対象とならない事項についての通報にまで保護対象事実を拡張すること、③行政機関を始めとする外部への通報が保護される要件を緩和すること、④公益通報者に対する不利益な取扱いをした事業者等に対する刑事罰や行政的措置を導入すること、⑤公益通報を促進するため、自らも不正に関与した者が公益通報を行った場合等の免責制度(リニエンシー制度)を導入すること、などが議論されています。

日本弁護士連合会も、2015年9月に「公益通報者保護法日弁連改正試案」を公表し、公益通報者保護法における保護範囲の拡大や通報者に対する不利益な取扱いをした事業者等に対する刑事罰の導入などを提言しています。

これらの議論を大きく分けると、(i)内部通報の促進(保護対象の拡大・明確化、リニエンシー制度等)、(ii)内部通報者の保護(不利益な取扱いに対するペナルティの強化等)、(iii)事業者に対する動機付け(事業者が取り組むべき事項についてのガイドラインの制定等)、という3つの視点があるといえます。これらの視点のうち、(i)及び(ii)と(iii)の視点は必ずしも両立しないところもあり、バランスが問題となります。例えば、外部への通報が保護される要件が緩和されると、事業者としてはいくら内部通報制度を充実させて

も、外部に通報されてしまい、自浄作用を示す機会が失われ、内部通報制度を充実させるインセンティブが失われるといったことも考えられます。また、不利益な取扱いに対するペナルティを強化し罰則を導入することが、本当に内部通報者に対する不利益な取扱いの抑止につながるのかといった実効性の点での議論もあります。

本来、通報者と事業者は対立する立場にあるものではなく、共に問題事案に取り組む「同志」であるべきであり、通報者と事業者が一体となって不正行為を監視するという意識の醸成が重要です。今般の有識者検討会の報告書でも公益通報者保護制度のあり方について必ずしも一義的な結論には達しておらず、今後も実効的な制度のあり方について議論が続いていくことになります。



やま だ まさゆき
山田 将之

西村あさひ法律事務所 弁護士

m2.yamada@jurists.co.jp

2005年弁護士登録。2012-2013年、ピルズベリー・ウインスロップ・ショー・ピットマン法律事務所。国内外の企業不祥事発覚時の事実調査・対応助言等の危機管理案件のほか、平時における社内体制作り・内部監査・ビジネスの相手方に対するコンプライアンスの観点からのデューデリジェンス等のコンプライアンス案件を手掛ける。

当事務所危機管理グループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応について助言を提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。